

総合口座キャッシュカードをお持ちのお客さまへ

# 利息制限法改正に伴うATMでの当座貸越に関するお知らせ

平成22年6月18日の改正利息制限法の施行により、ATMを利用したお借り入れおよびご返済の際のATM利用手数料(消費税を含みます)について、利息とみなされないATM利用手数料は、「ご利用額が1万円以下の場合:105円以下、ご利用額が1万円を超える場合:210円以下」とされることとなりました。これに伴い、商工中金では、総合口座キャッシュカードによるATMでの当座貸越<sup>\*</sup>について、以下のお取扱いとさせていただきます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

<sup>\*</sup>当座貸越とは、総合口座の普通預金口座の残高を超えて払戻しのご請求等があった場合に、定期預金または商工債を担保に不足額を自動的にご融資し、払戻し等を行う機能です。

## 都市銀行・信託銀行・新生銀行・あおぞら銀行のATMをご利用の場合

(平成22年6月18日から平成22年9月12日までのお取扱い)

以下の場合は、ATMをご利用いただけません。

- 総合口座キャッシュカードによる当座貸越の金額が1万円以下の場合で、提携金融機関所定のATM利用手数料が105円を超える場合は、ATMをご利用いただくことができません。
- 提携金融機関所定のATM利用手数料が210円を超える場合は、当座貸越の金額にかかわらずATMをご利用いただくことはできません。

例えば、

総合口座キャッシュカードによる当座貸越金額	提携金融機関所定のATM利用手数料	ご利用の可否
10,000円	105円	ご利用いただけます
10,000円	105円超	ご利用いただけません
100,000円	210円	ご利用いただけます
100,000円	210円超	ご利用いただけません

(注) 普通預金口座の残高がある状態から当座貸越をご利用の場合は、「お引出し金額のうち普通預金口座の残高を超える部分の金額」が当座貸越金額となります。貸越金の残高がある状態(または普通預金口座の残高が0円の状態)から当座貸越をご利用の場合は、「お引出し金額」が当座貸越金額となります。

(平成22年9月13日以降のお取扱い)

平成22年9月13日以降は、当座貸越をご利用の際の提携金融機関所定のATM利用手数料のお取扱いを以下のとおり一部変更し、当座貸越の金額にかかわらずATMをご利用いただけるようにいたします。

- 総合口座キャッシュカードによる当座貸越の金額が1万円以下の場合で、提携金融機関所定のATM利用手数料が105円を超える場合は、商工中金がATM利用手数料と105円の差額分を負担し、お客さまの口座からは105円を超えて手数料をお引落しいたしません。
- 総合口座キャッシュカードによる当座貸越の金額が1万円を超える場合で、提携金融機関所定のATM利用手数料が210円を超える場合は、商工中金がATM利用手数料と210円の差額分を負担し、お客さまの口座からは210円を超えて手数料をお引落しいたしません。

(注) 本お取扱いにより、ATMご利用明細票に表示されたATM利用手数料と実際のお引落し金額が異なる場合がありますのでご了承ください(例えば、実際のお引落し金額が105円となる場合に、ご利用明細票にはATM利用手数料が210円と表示されることがあります)。

■ 総合口座キャッシュカード規定の改定について

上記のとおりATMでの当座貸越のお取扱いを変更することに伴い、平成22年6月18日から平成22年9月12日までの間、総合口座キャッシュカード規定を改定させていただきます。改定内容につきましては、別紙をご参照ください。

## ゆうちょ銀行のATMをご利用の場合

(平成22年6月18日以降のお取扱い)

当座貸越をご利用の際のATM利用手数料のお取扱いを以下のとおり一部変更いたします。これにより、平成22年6月18日以降も当座貸越の金額にかかわらず引き続きATMをご利用いただけます。

- 平日18:00以降、土曜日14:00以降および日曜日のATMご利用可能時間帯に総合口座キャッシュカードによるお引出しをされる場合、通常210円のATM利用手数料がかかりますが、当座貸越の金額が1万円以下の場合に限り、ATM利用手数料は105円とさせていただきます。

(注) 上記以外の時間帯におけるお引出しの際のATM利用手数料は、105円に変更はございません。また、ご入金につきましても、変更はございません(手数料はかかりません)。

## 商工中金のATM、セブン銀行のATMをご利用の場合

商工中金のATM、セブン銀行のATMにつきましては、ATM利用手数料が最大105円のため、平成22年6月18日以降もこれまでどおりATMをご利用いただけます。

## ■ 総合口座キャッシュカード規定 改定内容

平成22年6月17日まで	平成22年6月18日から 平成22年9月12日まで	平成22年9月13日以降
<p><b>3. 支払機による普通預金の払戻し</b></p> <p>(1) 支払機を使用して普通預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。 なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。</p> <p>(3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p>	<p><b>3. 支払機による普通預金の払戻し</b></p> <p>(1) 【変更なし】</p> <p>(2) 【変更なし】</p> <p>(3) 【変更なし】</p> <p>(4) 支払機を使用して預金の払戻しをする取引が総合口座取引規定第18条に定める当座貸越となる場合に、当該当座貸越の金額に対する前項の自動機利用手数料の金額が、利息制限法その他の法令に定める上限をこえるときは、その払戻しはできません。</p>	<p><b>3. 支払機による普通預金の払戻し</b></p> <p>(1) 【変更なし】</p> <p>(2) 【変更なし】</p> <p>(3) 【変更なし】</p> <p>(4) 【削除】</p>